

中途解約手続き

預金名	積立預金	すまいる積立預金	定期預金 / 再任用退職会員向け定期預金
提出書類	解約依頼書(様式第11号) 積立預金加入票	解約依頼書(様式第11号) すまいる積立預金加入票	解約依頼書(様式第11号) 定期預金証書 ※「定期預金証書なし」の定期預金の場合は、提出の必要はありません。
解約方法	毎月末営業日(月末営業日の前日までに本部必着) ※信用ネットサービスからの解約手続きはできません。		随時
解約手数料	不要	初回入金日から6カ月未満は解約不可	契約期間により中途解約利率を適用
備考	すまいる積立預金加入の場合、積立預金の解約は不可	5年(貯蓄年金型)を解約した場合、ハッピーライフ年金(日本生命)部分も同時に解約となります。	ネットから中途解約手続きができます。 ※信用ネットサービス要登録

注意ポイント

- 積立預金を中途解約した場合、次の決算を越えるまで再加入はできません。
 - ・ 2月1日～7月末日に解約 → 8月から再加入受付可
 - ・ 8月1日～1月末日に解約 → 2月から再加入受付可

解約依頼書(様式第11号)(定期預金の記入例)

- 1 中途に○印を記入
- 2 預金番号を記入
- 3 登録印を押印
- 4 解約後の処理を選択
 - 【一部を払戻し、一部を継続する場合】定期継続を希望の場合は「①」と「一部」・預金種別(「1年」または「2年」)に○印、積立振替を希望の場合は「③」と「一部」に○印を記入する。また、払戻の「④」と「一部」にも○印を記入する。金額は、一部継続、一部払戻のどちらか確定額を記入してください。金額未記入分に利息を加算します。(記入例参照) 分割内容について補足事項があれば連絡欄に記入。
 - 【全額を定期預金へ継続する場合】「①」と「全額」・預金種別(「1年」または「2年」)に○印を記入。
 - 【全額を積立預金へ振替する場合】「③」と「全額」に○印を記入。
 - 【全額を払い戻す場合】「④」と「全額」に○印を記入。
- 5 積立預金加入票・すまいる積立預金加入票・定期預金証書を紛失した場合、登録印を押印(定期預金計算書を発行の定期預金の場合は不要)。

定期預金

中途解約利率

預入期間	定期1年	定期2年	定期3年	定期5年
1年未満	50%	50%	20%	10%
1年以上～2年未満	—	70%	30%	10%
2年以上～3年未満	—	—	60%	30%
3年以上～4年未満	—	—	—	50%
4年以上～5年未満	—	—	—	70%

※約定利率×上記表の利率に日割計算

中途解約利率が下限利率を下回る場合は、下限利率で付利します。

※下限利率＝厚生労働省が定める社内預金制度の下限利率